

レセプト請求時の「用法及び用量に関連する注意」について

平素より本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、調剤レセプト請求において、下記のような誤った事例が確認されておりますので、十分にご留意頂きますようお願い申し上げます。

誤った請求：カボメティクス錠 20mg 3錠 1日1回 空腹時

正しい請求：カボメティクス錠 60mg 1錠 1日1回 空腹時

カボメティクス錠は2規格（20mg、60mg）が存在しますが、添付文書では「20mg錠と60mg錠の生物学的同等性は示されていないため、60mgを投与する際には20mg錠を使用しないこと」とされています。

同ケースとして、下記の薬剤につきましてもご留意ください。

※各薬剤「用法及び用量に関連する注意」より抜粋

○ソフルーザ錠

「10mg錠と20mg錠の生物学的同等性は示されていないため、20mg以上の用量を投与する際には、10mg錠を使用しないこと。」

○ケレンディア錠

「10mg錠と20mg錠の生物学的同等性は示されていないため、20mg又は40mgを投与する際には、10mg錠を使用しないこと。」

○コセルゴカプセル

「10mgカプセルと25mgカプセルの生物学的同等性は示されていないため、1回50mgを投与する際には10mgカプセルを使用しないこと。」

◆お願い

承認内容と異なる規格単位で処方された場合は、必ず疑義照会を行ってください。また、疑義照会の結果、変更されなかった場合は、調剤レセプト摘要欄にその旨の記載をお願いします。

レセプト摘要欄記載例：

生物学的同等性が認められないため、20mg 3錠の算定は認められないことを疑義照会したが、処方通りと医師より返答あり

※レセプト摘要欄に記載がなく、承認外の内容で請求された場合、査定となることがあります。

本案内文は本会ホームページ（会員専用サイト）「薬局」→「調剤報酬」→「保険関連・診療報酬について」（2026/03/19）に掲載しています。